



国際会計基準(IFRS)を策定する国際会計基準審議会(IASB)は、本年4月にIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を公表した。2027年度から適用される本基準によって、IFRSを採用する上場企業の損益計算書は大幅に変わることになる。また、日本基準への影響も予想されるため、本稿ではその特徴についてまとめてみたい。

## 変わる損益計算書

RSでは売上高に当たる「収益」と、当期純利益にあたる「当期利益」は開示されるものの、その中間に復性のある項目を経常項目へ、臨時的な項目は特別項目へ、と分けられることを禁じている。これは、IFRSが経営者による恣意(しい)的な区分操作を嫌う思想が背景にあるとされる。ただし、投資家からみると日本基準で表示される「経常利益」がIFRS採用企業の損益計算書には表示されず、企業によっては「営業利益」の表示すらない。このことは、損益計算書の比較可能性を大きく損なう。財務諸表の信頼性確保の観点からも、望ましいルールである。

「財務」の3区分に分ける。これまで定められていなかった「営業利益」の表示が義務化され、さらに営業・投資の区分の小計として「財務及び法人所得税前利益」の表示も義務となる。日本基準で求められる五つの段階利益に比べれば少ないものの、3段階の利益が表示されることから、投資家は業績の把握や比較分析が行いやすくなるだろう。

また、Non-GAAP指標については「経営者が定義した業績指標(MPM)と整理され、MPMについては注記において計算方法や調整表などの詳細な説明が要求され、さらには監査対象となる。財務諸表の信頼性確保の観点からも、望ましいルールである。

# IFRS第18号

## 公表の影響

総利益「営業利益」「経常利益」「税引前当期純利益」「当期純利益」が段階表示されている。一方で、IFRS



愛知淑徳大学 学部教授 森 洵太

なう。そこで、企業側は自らの工夫で独自に業績を計算・調整し、開示を試みてきた。それらはNon-GAAP指標と呼ばれる。しかし、名称も「コア営業利益」「事業利益」「調整後営業利益」など多種多様であり、同じ名称であっても企業によって計算式が違ったり、同じ混乱を招いている現状があった。

IFRS第18号では、損益計算書を「営業」「投資」「財務」の3区分に分ける。これまで定められていなかった「営業利益」の表示が義務化され、さらに営業・投資の区分の小計として「財務及び法人所得税前利益」の表示も義務となる。日本基準で求められる五つの段階利益に比べれば少ないものの、3段階の利益が表示されることから、投資家は業績の把握や比較分析が行いやすくなるだろう。

また、Non-GAAP指標については「経営者が定義した業績指標(MPM)と整理され、MPMについては注記において計算方法や調整表などの詳細な説明が要求され、さらには監査対象となる。財務諸表の信頼性確保の観点からも、望ましいルールである。

ただし、日本基準との大きな違いは残されたままだ。日本基準における営業利益は、反復性のある経常項目のみで構成されており、一時的な損益は除外されている。一方のIFRSは、のれんの減損損失のような、一過性の項目も営業利益計算に反映される。そのため、同じ「営業利益」の名称でも、性質の異なる利益を表示している点に注意が必要である。今後、日本基準とIFRSのコンバージェンスの観点から、わが国の経常・特別項目の区分についての見直しが議論になる可能性もあるため、注視が必要である。

もり・じゅんた 財務会計・国際会計。大阪市立大学大学院 後期博士課程修了、博士(経営学)。1986年生まれ。